

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	箇条4 一般要求事項 (JIS C 9335-1 (以下、第1部) の規定による。) 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条10 10.101 箇条22 22.101 22.102 22.103	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条10 入力及び電流 10.101 ヒータは、定格蓄積の100%以上を受け入れなければならない。 箇条22 構造 22.101 ヒータは、空気排出口を通しての侵入、又は蓄熱体、熱絶縁物若しくはその他の資材からの加熱した粒子が、ヒータ中の空気ダクトに入ることによって、この規格と適合しなくなることがないように組み立てることができなければならない。 22.102 機器は、電熱素子が通常の使用中に元の状態を維持するように組み立てることができなければならぬ。破損した電熱素子の部分が、機器の外側に落下するか、又は空気排出口から吹き出る可能性があつてはならない。 22.103 ヒータは、溶融物質又は燃焼物質が、ヒータの底	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き				22.104	部から落下することができない構造でなければならない。 22.104 機器は、据付け中に構成部品が簡単に組み立てられるような構造でなければならない。蓄熱用の蓄熱体及び電熱素子は、内部接続を行う前に正しい位置に置くことができるよう、前もって配置されていなければならない。内部配線及び端子は、間違った接続が起きないように配置及び表示をしなければならない。内部接続を多極ピンコネクタによって行う場合、それらは有極性でなければならない。	
				22.105	22.105 ヒータは、熱絶縁を損傷することなく温度過昇防止装置のリセット、並びに制御装置及び電熱素子の取替えが可能である構造でなければならない。	
				22.106	22.106 ヒータは、物体がヒータの背後に落下するか、又は差し込まれることがないように組み立てられなければならない。この目的のために設けるガードは、ヒータの真上から下側に 50 mm 以上の位置になければならず、側面から 50 mm 超えて離れてはならない。	
				22.107	22.107 乾燥状態のヒータの質量は、表示した質量の 1.1 倍を超えてはならない。	
			箇条 25 25.3		箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第2項 続き					25.3 ヒータは、固定配線に恒久的に接続するための装置をもっていなければならない。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.101	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 温度過昇防止装置は、箇条 11 の試験中に、ほかの全ての温度制御装置とは無関係に動作しなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.1 7.10 7.12	第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明又は据付説明 7.1 機器は、次を表示しなければならない。 一定格蓄熱期間（時間） 一組み立てられた機器の質量（kg） 一箇条 19 の試験中に判定した温度上昇が、箇条 11 で規定する制限を超える場合、「覆ってはならない」旨の警告及び規定の記号表示 7.10 蓄熱制御装置は、OFF 位置を表示してはならない。 7.12 取扱説明は、耐久性をもつカード又は小冊子の中に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条 第2項 続き				7.12.1 箇条 22 22.104	記載しなければならない。また、次の趣旨及び事項を含まなければならない。 一定格蓄熱 ヒータと、家具及びカーテンのような可燃物質との間に保持する最小離隔距離 箇条 19 の試験中に判定した温度上昇が、箇条 11 に規定する限度値を超える場合、覆いをかけてはならない旨及びヒータに接触して物体を置いてはならない旨 規定の記号表示を使用する場合、その意味 7.12.1 据付説明書は、次の事項を含まなければならない。 端子を明確に表示した回路図 該当する場合、ヒータを床上に固定するか、又はヒータを壁に固定するための詳細（最小取付け高さを含む） 箇条 22 構造 22.104 内部配線及び端子は、間違った接続が起きないように表示をしなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 22 22.16 箇条 23	箇条 22 構造 22.16 自動式巻取り機構は、耐久試験の結果、異常を生じてはならない。（第 1 部の規定による。） 箇条 23 内部配線	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条 続き				23.3 箇条 25 25.14 箇条 31	23.3 内部配線は、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.14 シースなしの平形電源コードは、折曲げ試験の結果、異常を生じてはならない。(第1部の規定による。) 箇条 31 耐腐食性 (第1部の規定による。) 腐食によって機器がこの規格に適合しなくなるおそれがある鉄製の部分は、防腐食対策を十分に施さなければならぬ。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 6 6.1	第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 6 分類 6.1 蓄熱形室内ヒータは、クラス I、クラス II 又はクラス III でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 箇条 22 22.21	箇条 11 溫度上昇 (第1部の規定による。) モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定する値を超えてはならない。 箇条 22 構造 22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用い	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条 続き				箇条 24 箇条 30 30.1	てはならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 24 部品 (第 1 部の規定による。) 部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 箇条 30 耐熱性及び耐火性 30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければならない。(第 1 部の規定による。)	
第七条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	■該当 □非該当	箇条 8 箇条 22 箇条 25 25.22 箇条 26	箇条 8 充電部への接近に対する保護 (第 1 部の規定による。) 箇条 22 構造 (第 1 部の規定による。) 充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの間、充電部に触れないような構造でなければならない。(第 1 部の規定による。) 箇条 26 外部導体用端子 (第 1 部の規定による。) 端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れるこ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					とができないものでなければならない。	
第七条 第2号	感電に対する保 護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ うに抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 箇条 16 箇条 22 22.5 箇条 27	箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規 定による。） 箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第1部の規定による。） 箇条 22 構造 22.5 通常使用時に差込プラグのピンに触った場合に、充 電されたコンデンサからの感電の危険がない構造でな ければならない。（第1部の規定による。） 箇条 27 接地接続の手段（第1部の規定による。） 絶縁不良が生じた場合に充電部になるおそれがあるクラ ス I 機器の可触金属部は、接地極に確実に接続しなければ ならない。	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける おそれがある内外からの作用を考慮し、か つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た れるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 13 箇条 14	箇条 11 温度上昇（第1部の規定による。） モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定 する値を超えてはならない。 箇条 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧（第1部の規 定による。） 箇条 14 過渡過電圧（第1部の規定による。） 機器は、発生する可能性がある過渡過電圧に耐えなければ ならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第八条 続き				箇条 16 箇条 17 箇条 19 箇条 29	箇条 16 漏えい電流及び耐電圧（第 1 部の規定による。） 箇条 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護（第 1 部の規定による。） 変圧器から電源の供給を受ける回路をもつ機器は、通常使用時に生じる短絡においても、変圧器の巻線は規定する値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転（第 1 部の規定による。） 異常運転試験において、絶縁物の温度上昇は規定する値を超えてはならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁（第 1 部の規定による。）	
第九条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 11 11.8 箇条 19 19.13 19.101	第 1 部の第九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 11 温度上昇 11.8 ヒータの表面の温度上昇は、蓄熱期間完了後の 20 分後に開始する測定で、規定の値を超えてはならない。 箇条 19 異常運転 19.13 19.3 の試験中に、毛布の下のヒータの表面の温度上昇及び合板の温度上昇は、180 K を超えてはならない。空気の温度上昇は、180 K を超えてはならない。 19.101 空気混合装置の故障状態の模擬試験の間、温度上	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第九条 続き				19.102	<p>昇は次の値を超えてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> —空気排出口のグリル及びその近傍 <ul style="list-style-type: none"> ・空気排出口の格子が、ヒータの側面又は前面にある、ファンを備えているヒータの場合：180 K ・その他のヒータの場合：最初の 5 分間は 180 K、それ以降は 155 K —ヒータのほかの外部表面：140 K —試験枠の床：100 K <p>19.102 複数の部屋に空気を供給する排出口を備えた機器は、空気の逆流状態の模擬試験の間、温度上昇は次を超えてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> —ヒータの表面の場合：150 K —試験枠の壁及び床の場合：60 K 	
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.102	<p>第 1 部の第十条に該当する規定によるほか、次による。</p> <p>箇条 19 異常運転</p> <p>19.102 複数の部屋に空気を供給する排出口を備えた機器は、空気の逆流状態の模擬試験の間、温度上昇は次を超えてはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> —ヒータの表面の場合：150 K —試験枠の壁及び床の場合：60 K 	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20 20.1	第1部の第十一条第1項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 20 安定性及び機械的危険 20.1 機器を水平面上に設置し、200 N の力を、最も不利な水平方向にヒータの上部に加えたとき、ヒータが転倒してはならない。	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21 21.1	第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 21 機械的強度 21.1 80 kg のおもりを、直径 230 mm の面上に、ヒータの上面にゆっくりと置いたとき、この規格との適合に影響を及ぼす外郭のひずみがあつてはならない。	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 箇条 22 22.22 22.23	箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 異常運転試験において、危険な量の有毒性のガスが機器から漏れてはならない。 箇条 22 構造 22.22 機器は、アスベストを含んではならない。（第1部の規定による。） 22.23 機器には、PCB を含んだ油を用いてはならない。（第1部の規定による。）	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十二 条続き				22.41 箇条 32	22.41 機器は、ランプを除き、水銀を含む部品を組み込んではならない。(第1部の規定による。 箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の規定による。)	
第十三 条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 32	箇条 32 放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部の規定による。)	
第十四 条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.7 19.9 箇条 22 22.40	箇条 19 異常運転 19.7 人がついていない状態で運転する機器は、拘束試験において、巻線の温度は規定する値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータをもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えてはならない。(第1部の規定による。) 箇条 22 構造 22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるためのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規定による。)	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十四 条続き				22.49 22.50 22.51 箇条 30 30.2.3	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、機器が始動できないようにしなければならない。(第1部の規定による。 22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなければならない。(第1部の規定による。 22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されていることを示す視覚的表示がなければならない。(第1部の規定による。 箇条 30 耐熱性及び耐湿性 30.2.3 遠隔操作の機器及び人の注意が行き届かない状態で動作する機器については、非金属材料に燃焼試験を行わなければならない。(第1部の規定による。)	
第十五 条第1項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。 異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こしてはならない。	
第十五 条第2項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 24.101	第1部の第十五条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条 24 部品 24.101 蓄熱体の温度を制限する温度過昇防止装置は、一	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五 条第2項 続き					つ以上が非自己復帰形でなければならない。工具を使用しないとそれをリセットするか、又はそれに触れることができない構造でなければならない。	
第十五 条第3項	始動、再始動及び停止による危 害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	一般的に、不意な停止によって人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当が妥当と考える。
第十六 条	保護協調及び組 合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 19 箇条 25 25.8	箇条 10 入力及び電流（第1部の規定による。） 機器に定格入力（定格電流）が表示されている場合、通常動作温度における入力（電流）は、許容値を超える差があつてはならない。 箇条 19 異常運転（第1部の規定による。） 故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保する場合は、適切なものを選ばなければならない。 箇条 25 電源接続及び外部可とうコード 25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十六 条続き					第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定する値以上の公称断面積をもつものでなければならない。 (第1部の規定による。)	
第十七 条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 19.11 19.11.4 箇条 29	箇条 19 異常運転 (第1部の規定による。) 19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品における任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の单一故障状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は規定の値を超えてはならない。 19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュニティ試験を実施しなければならない。 箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁 (第1部の規定による。) 機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに適した空間距離を持つ構造でなければならない。	
第十八 条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	—	—	J55014-1 等の別規格で規定されている。
第十九 条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法	■該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 箇条 7 表示、及び取扱説明及び据付説明	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十九 条続き		律第百四号)によるものを除く。)を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。		7.14 7.15	7.14 7.6 に規定する“覆ってはならない。”旨の記号の高さは、15mm 以上、文字の高さは、3mm 以上でなければならない。 7.15 覆いに関する表示は、ヒータを据え付けた後、見えなければならない。	
第二十 条第1号	表示等（長期使 用製品安全表示 制度による表 示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以下同じ。) (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第1号 続き		すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。		—	—	—
第二十条第2号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十条第3号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p>	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 9335-2-61 : 2017

規格名：家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第 2-61 部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十条第3号 続き		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。		—	—	—
第二十条第4号	表示等（長期使用製品安全表示制度による表示）	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。) 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—